

石 狩 市 地 域 福 祉 計 画

(骨子案)

平成 1 6 年 1 0 月
石 狩 市

第1章 地域福祉計画について

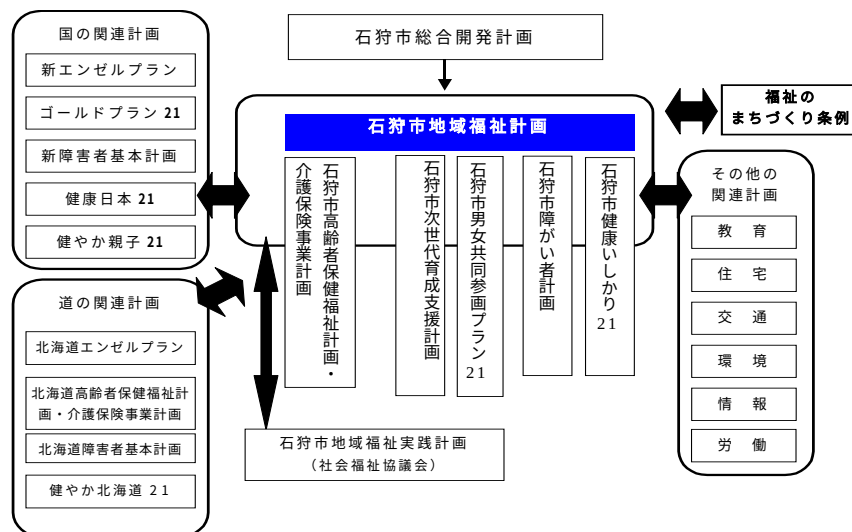
1. 計画策定の背景

全国的な人口動態の変化と同様に、少子高齢化が急速に進行しており、今後も、他の国が経験したことのない超少子高齢社会の到来が予測されています。また、核家族化の進展や市民のライフスタイルの多様化によって、社会的な福祉の供給体制の整備とともに、地域におけるきめ細かなサービスの提供の仕組みづくりが緊急な課題となりつつあります。

このような福祉課題に対応して、国においては、「措置から契約へ」に代表される個人の選択を尊重した制度の確立や質の高いサービスの拡充などを基本方向とした社会福祉基礎構造改革の推進、それに基づく社会福祉法の改正を進めてきました。

そのような流れを受け、石狩市では、「石狩市総合計画」を踏まえ、新たな地域福祉を推進するための総合計画として『石狩市地域福祉計画』を改定することとしました。

2. 計画の位置づけ



3. 計画の期間

石狩市地域福祉計画の期間は、平成17（2005）年度を初年度とし、平成21（2009）年度を目標年度とする5か年とします。

4. 計画の策定体制

地域福祉計画策定の重要な要素である「市民との協働」による策定作業を実現するためには、ワークショップ等（地域懇話会・研修会等）の開催により、多くの市民の意見を取り入れていきます。また、幅広い市民の意見を取り入れるため、広報「いしかり」やホームページを活用したパブリックコメントも実施します。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 石狩市の特性
2. 人口動態
 - (1) 総人口の推移
 - (2) 将来人口の推計
3. 高齢者の状況
 - (1) 高齢化率の推移
 - (2) 要介護高齢者について
4. 障がい者の状況
5. 子ども・子育て家庭の状況
 - (1) 年少人口率の推移
 - (2) 合計特殊出生率の変化
6. 生活困窮者の状況
7. 地域福祉施策の現状
8. ボランティア・NPOの状況
9. 地域福祉に関する市民意識について

10. 計画策定における重点課題（課題の整理）

重点課題1 地域福祉に係わる人材育成と住民主体による福祉活動の創出

今後の課題として、地域活動への参加をどのように増やしていくのかについて検討していく必要がある。そのためには、少しでも多くの方にボランティア活動に興味をもってもらい、参加が促進されるような取組みに関して検討していく必要がある。また、今後の地域社会の担い手を育成していくためにも、福祉教育の充実や、幅広い情報の提供を検討していくことが必要である。

また、その延長線上として、介護保険サービス等のフォーマルなサービスとは別に、住民自身が、住民主体によって住民の生活ニーズに直接的に答えるようなインフォーマルサービスを開発していけるようなサポート体制について検討していくことも必要である。

以上のような、地域福祉活動を盛んにしていくためには、各地域において、地域福祉をコーディネートしていけるような、「地域福祉コーディネーター」の養成についても視野に入れる必要があり、地域福祉に携わることのできる、専門的な人材の育成に取り組むことが必要である。

重点課題2 総合的な地域ケア体制の確立

今後の課題としては、近所付き合いをある程度密に行えるような地域づくりを心がけ、支援を必要とする人がいた場合に、誰もが簡単なことから、できることから相互に協力することができるような地域づくりについて検討していく必要がある。また、身近に、日常的な悩みを共有し相談することのできるような関係づくりを検討していく必要もある。さらに延長線上には、総合的な地域ケアシステムの構築があり、その基礎となる「住民相互の助け合い」ができるような地域づくりを推進していくことは、最も重要な基礎的課題となる。

今後は、高齢社会が本格化していく中で、老後に関する関心事項が高くなっていることから、まずは、地域における高齢者ケアシステムの構築は検討が急がれる課題である。また、地域福祉の主体ともなる地区社協について、特に未設置地区に関しては、社協との連携により、その設置が急がれるところである。

重点課題3 住民参加型のまちづくりの推進

今後の課題としては、地域福祉の視点でもある、在宅生活を支えるサービス提供体制や地域活動を推進するための施策を充実させていくと共に、住民参加型在宅福祉サービス提供組織を育成していくことも必要であり、その発展としてNPO等の育成施策にも力を入れていく必要がある。

そのような住民主体の活動を盛んにしていくためには、これまでの、行政主導型のまちづくりから、市民参加によるまちづくりを確立していく必要がある。民間部門と公的部門とがそれぞれの役割と限度を共通に認識した上で協働関係を築き、市民一人ひとりの状況に応じた効果的・効率的な保健福祉サービスやサポート体制の整備について検討していく必要がある。

第3章 地域福祉施策の推進方向

1. 基本理念

地域住民が互いに助け合い、支え合うことのできる、いしかりの地域づくり

一人ひとりが人としての尊厳をもって、家庭や地域のなかで障害の有無や年齢にかかわらず、健やかに安心して暮らせるように地域福祉を総合的・計画的に推進していかなければなりません。地域福祉を推進するために、本計画では「地域住民が互いに助け合い、支え合うことのできる、いしかりの地域づくり」を基本理念とし、以下の視点を持ってとして計画策定に取り組みます。

（１）基本的人権の尊重

地域福祉を推進していく上で、最も大切なのは「一人ひとりの人権を最大限に尊重する」という視点です。地域で暮らしている人は誰でも社会を構成する一員として平等であり、お互いの人権を尊重し合わねばなりません。

（２）共に生きるまちづくり

誰もが、その人らしく安心・安全に充実した生活を送るためには、一人ひとりが地域住民とのつながりを持ち、思いやりをもって共に支え合い、助け合うという共に生きる地域づくりが必要です。

（３）住民参加・住民自治

地域住民が、地域の生活上の課題を一番よく知るものとして、解決していくための方法・施策の意思決定に参加するとともに、また、解決のための活動に参加するなど、地域住民が主体的に地域福祉の担い手として参画することが必要であります。

（４）男女共同参画

女性も男性も、性別にとらわれることなく、一人ひとりが個性を発揮しながらも責任をもって生きていくことのできる社会を築いていくことが求められています。地域福祉を推進するにあたって、この理念を大切に、男女共同参画の視点に立った、地域社会の形成が必要になります。

（５）地域福祉活動の創造

地域住民による地域に根ざした活動の積み重ねが、それぞれの地域の福祉力を育むものと考えられます。まずは、それぞれの地域において住民主体の福祉活動が盛んになり、その積み重ねの中で、それぞれの地域性を生かした活動に発展することで、新たな地域福祉活動が創造されるものであります。

2. 基本目標

基本目標1 地域における支えあい活動の創出と人材育成

地域福祉を推進するためには、地域住民自らが、地域の問題を自分の問題として受け止め、その課題解決を図り、助け合い、支え合って生活していくことが大切です。地域住民、地域の諸団体、行政は協働して、個人の尊厳を重視しながら地域住民が支え合うしくみづくりを進めます。

また、地域福祉を推進するためには、地域住民やボランティアなどの参加による活動と公的なサービスが効果的に連携していくことが不可欠です。行政は、地域や住民の視点で施策を点検し、地域福祉の共通基盤づくりに取り組みます。

基本目標2 総合的な保健福祉サービス推進

市民が、必要な援助を迅速に受けることができ、保健福祉サービスの利用が円滑に行われるための相談体制の整備が必要であるとともに、保健福祉サービスそのものの質の向上に向けた取り組みを行うことが求められています。

さらに、利用者主体の福祉サービスの提供体制を構築するためには、福祉サービスの利用者に選択権があり決定権があるということだけでなく、利用者の声を聞く、声を出してもらうということも大切であり、福祉サービスの利用に伴う苦情や意見を幅広くくみ上げ、サービスの質の向上や改善につなげていくことが求められています。

このような状況の中、福祉、医療、保健が連携し、総合的な保健福祉サービスを提供できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

基本目標3 官と民によるパートナーシップ社会の形成

地方分権時代を迎え、これからは、行政と住民が共に自治を担う主体として自立し、地域福祉システムの確立と運営に協働していかなばなりません。以前のような措置型のサービスを提供する時代における公私関係のあり方と異なり、民間事業者も参入し、民間非営利組織（NPO）も参加する多元的な提供主体による福祉サービスの時代においては、公私協働、官民協力が非常に重要になります。行政は、従来の直接サービスを提供する部門をもちながらも、地域福祉の理念に基づき、民間事業者の健全な発達を促進したり、その条件整備のための役割と責任をもつ必要があります。また、ボランティア活動や地域活動などとのパートナーシップの形成や、民間事業者、NPOなどのネットワーク形成の支援なども新しい責務として期待されます。

新しい地域福祉は、行政サービスを堅持しながらも、民間事業者、NPO、地域住民組織など多元的なサービス提供主体の多重的な関係のなかで構築されるものと考えられます。今後は、新しい公私パートナーシップを築く先駆的・開拓的な取組を推進していきます。

3. 計画の体系

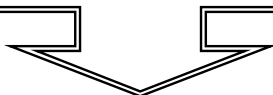
基本理念

地域住民が互いに助け合い、支え合うことのできる、
いしかりの地域づくり



基本的視点

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 共に生きるまちづくり
- (3) 住民参加・住民自治
- (4) 男女共同参画
- (5) 地域福祉活動の創造



基本目標1

地域における支えあい活動
の創出と人材育成



施策の方向

- 1. 地域活動のための拠点整備
- 2. 地域福祉を推進する人材の育成
- 3. 地域福祉推進人材バンク
- 4. 地域における
住民の福祉活動への支援
- 5. 福祉教育の推進

基本目標2

総合的な
保健福祉サービス推進



施策の方向

- 1. 保健・医療・福祉など
関係機関の連携の推進
- 2. 情報提供体制の整備
- 3. 健康・生きがいづくりの推進
- 4. サービス利用者の権利擁護
- 5. 石狩市地域福祉ケアシステムの構築

基本目標3

官と民による
パートナーシップ社会の形成



施策の方向

- 1. 住民主体による
計画推進管理体制の構築
- 2. 社会福祉協議会との連携体制の推進
- 3. 行政と市民とのパートナーシップ
による地域づくり

第4章 地域における支えあい活動の創出と人材育成

『課 題』

本市における地域活動等への参加状況は、各地域においてばらつきはあるものの十分なところまでは達していないことから、まず市民一人ひとりが地域に目を向けてもらえるよう、様々な市民との出会いや交流を図っていくことが必要となります。

基本目標1

地域における支えあい活動
の創出と人材育成



施策の方向

1. 地域活動のための拠点整備
2. 地域福祉を推進する人材の育成
3. 地域福祉推進人材バンク
4. 地域における
住民の福祉活動への支援
5. 福祉教育の推進

1. 地域活動のための拠点整備

本市には、コミュニティセンターや会館といった地域の活動拠点となる施設が既に整備されています。今後は、小学校の施設開放や、各福祉施設等の複合利用等について検討し、子どもから高齢者まですべての世代が、地域における健康福祉関連の情報交換や交流の場として自由に利用できるような環境を整備していきます。

2. 地域福祉を推進する人材の育成

地域における福祉活動の充実のため、市社会福祉協議会と協力して、民生委員・児童委員の育成や活動支援を行うとともに、市民の福祉活動参加の契機となる研修会や講座の充実を図ります。また、潜在的な福祉活動参加希望者や経験者の人材の発掘・育成を行い、市民のボランティア活動やコミュニティ活動の活性化に向け取り組みを推進します。

また、ボランティア活動等への参加者層を拡大するための仕組みづくりを進めるとともに、活動の継続性の確保や活動内容の充実を図るため、ボランティア・NPO 法人等の育成、活動支援及びネットワークの構築を行います。

3. 地域福祉推進人材バンク

地域福祉を推進する人材の育成を行うとともに、育成された人材が機能的に活動できるよう、そのシステム整備を行います。地域福祉人材バンクでは、地域福祉活動への参加者や、NPO設立を考えている人等、住民主体の福祉活動から福祉事業へと発展していけるよう、人と人とのマッチング、人と地域とのマッチングを行うことのできるシステムづくりを行います。

4. 地域における住民の福祉活動への支援

地域の福祉活動に精力的に関わっている民間団体や自主活動グループとの連携を図るとともに、町内会・自治会や民生委員児童委員との連携を強化し、民と公とが一体となった多様な主体による支え合い活動の実現に向け取り組みを推進します。

5. 福祉教育の推進

地域福祉を推進するには、子どもから大人まですべての市民一人ひとりの心の中に、やさしさを育て、みんながお互いに相手に対する思いやりの気持ちを持つことが大切です。

こうした気持ちは子どものころからの様々な社会体験やボランティア活動などを通じて培われることから、そうした体験の機会を多く設けることが必要です。

このようなことから、乳幼児期の家庭から始まり、学校教育、職場、高齢期にいたるまで、すべての生活の場面において地域教育（学校教育や生涯学習）の充実を図るとともに、子どもから高齢者、障がい者など、性別、年齢を超えた交流を行うことにより、命の大切さを感じ、人へのやさしさや思いやりの気持ちあふれる地域社会の創造を推進します。

第5章 総合的な福祉サービスの推進

『課 題』

高齢者も、障がいのある人も、子育て中の人も、誰もが安心して暮らせるには、まず、保健福祉サービスを充実させていくことが、非常に重要になります。特に、保健・医療・福祉の各制度間の連携をより一層密接にし、予防、健康増進、治療、リハビリテーションまでの一貫した体制づくりを確立することが必要です。さらに、日常生活上何らかの支援が必要となった場合には、あらゆる社会資源を活用し、迅速かつ的確に対応し解決に導くことができる体制が必要となります。

基本目標2

総合的な
保健福祉サービス推進



施策の方向

1. 保健・医療・福祉など
関係機関の連携の推進
2. 情報提供体制の整備
3. 健康・生きがいがづくりの推進
4. サービス利用者の権利擁護

1. 保健・医療・福祉など関係機関の連携の推進

専門的で高度な保健福祉に関する知識・技術を有する人材を養成・確保するなど、各専門相談機能を充実させていきます。また、保健福祉の専門機関や福祉施設等による専門的サービスが、総合的・効果的・効率的に展開されるようなサービス提供体制の確立に努めるとともに、その支援策についても検討していきます。

2. 情報提供体制の整備

市民が必要な時に、いつでも必要な保健福祉サービスに関する情報を入手できるよう、様々な媒体を活用した情報提供体制を構築します。さらに、保健・医療・福祉にわたる総合的な観点から、利用しやすい情報提供体制に努めるとともに、これら情報については、他の関連事業にも有効活用できるようシステム化を検討していきます。

3. 健康・生きがいがづくりの推進

誰もが健康で生きがいを持って生活を送ることができるよう、健康づくりをはじめ介護予防等を積極的に推進するとともに、地域における生きがいがづくりや社会参加を支援することにより、年齢にとらわれずに健康で地域活動に積極的に参加し、地域社会を支える役割を担う環境づくりを推進していきます。

4. サービス利用者の権利擁護

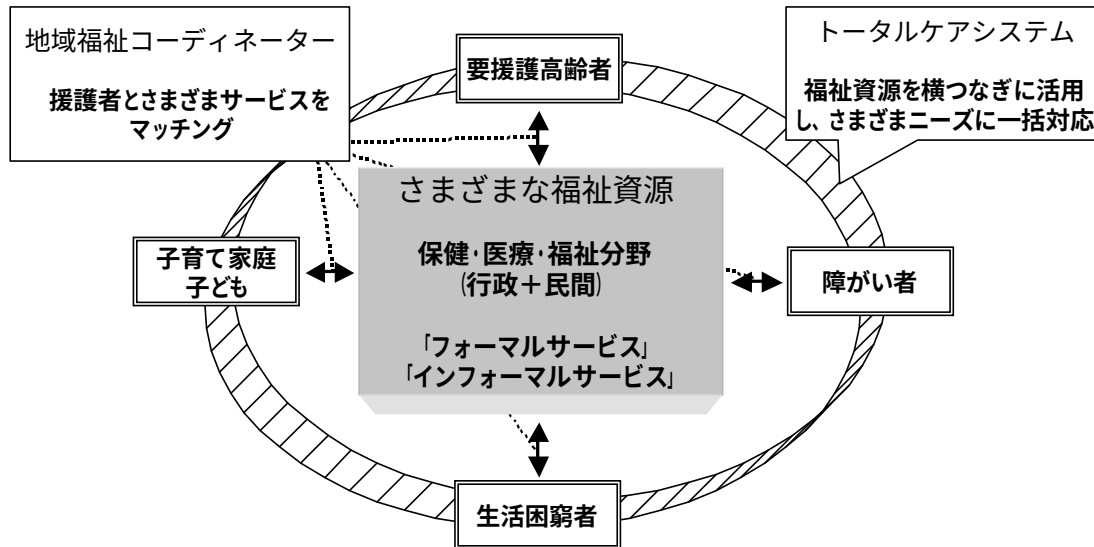
判断力が不十分な人々が地域で安心して生活を送れるよう、日常生活における福祉サービスの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的な金銭管理等を行う地域権利擁護事業が実施されています。

制度の普及啓発に努め、制度の浸透を図り、在宅介護支援センターや民生委員・児童委員と連携して、対象者の把握、利用の促進方法等について検討していきます。

5. 石狩市地域福祉ケアシステムの構築

こどもから高齢者まで、市民一人ひとりが安心して生活を送ることができるよう、地域住民を中心としたネットワーク（組織体）により、日常生活上何らかの支援を要する高齢者や障害のある人、子育て家庭などへの相談・見守り体制づくりを構築していきます。

石狩市地域福祉ケアシステムのイメージ



第6章 官と民によるパートナーシップ社会の形成

『課 題』

これまでの、行政主導型のまちづくりから、市民参加によりまちづくりを行っていくニーズも高まっており、民間部門と公的部門とがそれぞれの役割と限度を共通に認識した上で協働関係を築き、市民一人ひとりの状況に応じた効果的・効率的な保健福祉サービスやサポート体制の整備が必要となります。

基本目標3

官と民による
パートナーシップ社会の形成



施策の方向

1. 住民主体による
計画推進管理体制の構築
2. 社会福祉協議会との連携体制の推進
3. 行政と市民とのパートナーシップ
による地域づくり

1. 住民主体による計画推進管理体制の構築

計画策定後も、計画の進行管理を行う組織をつくり、住民が主体となった計画推進管理体制を検討していきます。

2. 社会福祉協議会との連携体制の推進

地域の福祉活動に精力的に関わっている民間団体や自主活動グループとの連携を図るとともに、既に市内全域にわたり組織されている地区社会福祉協議会、及び市社会福祉協議会における地域福祉活動に対する支援を行い、小地域における自主的・自発的な健康福祉活動推進のための環境整備を推進します。

3. 行政とのパートナーシップによる地域づくり

すべての市民が、健康で、安心して地域生活を送ることができるよう、市民相互の一体感や絆を醸成するとともに、市民の健康意識や福祉意識の醸成を図り、市民自らの手でつくりあげる福祉活動を創造し推進していきます。

また、市民の自発的な発想から展開される市民参加型のサービス（インフォーマル・サービス）については、公的なサービスの補完的役割を果たすものとし、このようなサービスの創造や活動に対する支援を図り、市民一人ひとりのきめ細かな生活ニーズに対応できる体制づくりを検討していきます。さらに、そのような活動を起点としたNPOの育成や、NPOを含めた民間との連携を強化し、パートナーシップを形成しながらまちづくりを進めていけるような体制を確立していきます。